

多度地区小中一貫校整備事業 募集要項等に関する「質問書」への回答（第2回）

令和4年9月5日

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
1	募集要項	1	第1					要求水準書及び参考資料 事業契約書(案)	7月末公表予定の「要求水準書及び参考資料」と「事業計画書(案)」は10日ほど遅れての公表となりましたので、上記についての質疑締切は8月29日としていただけないでしょうか。回答に関しても10日遅れの9月10日としていただいても結構です。	ご要望を踏まえ、事業契約書(案)及び参考資料「配布資料No.11」に関する質問書・意見書の受付締切日は、年8月25日(木)に修正し、市のホームページで公表しました。事業契約書(案)に対する質問書・意見書の回答期日は、予定通りとします。
2	募集要項	27	別紙					リスク分担表	法制度リスクNo.3「上記以外の法制度・・・」とありますが、上記以外とは本事業に直接影響を及ぼさず、かつ、事業者が行うべき許認可取得を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	募集要項	27	別紙					リスク分担表	住民対応リスクNo.9「上記以外のもの(事業者が行う業務に起因するもの)」とありますが、事業者が善管注意義務を果たしたとしても避けることができない事由に起因するものについては、No.8に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のような「事業者が善管注意義務を果たしても避けることができない事由」とは、「不可抗力」によるものと考えられます。不可抗力リスクに該当する場合は、リスク分担表No.16に記載の通り、事業者も一定範囲を負担していただくこととなります。
4	募集要項	27	別紙					リスク分担表	環境保全リスクNo.10「事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)」とありますが、施工について、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、有害物質の排出、臭気などの事由により第三者に与えた損害は貴市にて負担いただき、工期延長をご協議いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第27条6項及び回答No.35をご参照ください。
5	募集要項	27	別紙					リスク分担表	債務不履行リスクNo.15「要求水準の未達に関するもの」とありますが、要求水準とは、令和4年7月7日付多度地区小中一貫校整備事業要求水準書によるものとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準」とは、令和4年7月7日に市が公表した「多度地区小中一貫校整備事業 要求水準書」「多度地区小中一貫校整備事業 募集要項」(公表後に変更されたものを含む。)となります。
6	募集要項	27	別紙					リスク分担表	不可抗力リスクNo.16「～(事業者は一定範囲を負担)」とありますが、「一定範囲」の詳細についてご教示ください。また、不可抗力について、貴市及び事業者が協議して重大なものと認め、かつ、事業者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、貴市にてご負担、必要な工期の延長をお認めいただけますでしょうか。	不可抗力に関する事業者の負担は、事業契約書(案)別紙4をご参照ください。不可抗力への対応方法は、事業契約書(案)第72条、第73条をご参照ください。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
7	募集要項	27	別紙					リスク分担表	物価変動リスクNo. 17「～（事業者は一定範囲を負担）」とありますが、「一定範囲」の詳細についてご教示ください。	物価変動に関する事業者の負担は、事業契約書（案）第53条をご参照ください。
8	募集要項	28	別紙					リスク分担表	調査リスクNo. 27「上記以外の調査に関するもの」とありますが、事業者が実施した調査に関するものとの理解でよろしいでしょうか。また、万一貴市が実施した調査結果内容に不備がありそれをもとに事業者が行った調査に関するリスクについては、No. 26に準ずるものとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解の通りです。後段に関して、基本的にはご理解の通りですが、市が実施した調査結果内容に不備があることを現場確認の機会などから容易かつ明確に把握できる場合には、当該不備事項をご指摘していただくことを期待しています。
9	募集要項	28	別紙					リスク分担表	造成・建築・解体設計リスクNo. 29「上記以外の要因による不備・変更等～」とありますが、上記以外の要因とは、事業者の責めに帰すべき要因との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	募集要項	28	別紙					リスク分担表	工事遅延・未完工リスクNo. 38「上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの」とありますが、上記以外の要因とは事業者の責めに帰すべき要因との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、市及び事業者双方に帰責性がなく、「不可抗力」に該当する場合における事業者の負担は、事業契約書（案）別紙4をご参照ください。
11	募集要項	28	別紙					リスク分担表	工事費増加リスクNo. 40「上記以外の要因による工事費増加に関するもの」とありますが、上記以外の要因とは、事業者の責めに帰すべき要因との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、市及び事業者双方に帰責性がなく、「不可抗力」に該当する場合における事業者の負担は、事業契約書（案）別紙4をご参照ください。
12	要求水準書	12 及び 40	第2	1 及び 3	(1) 及び (1)	① 及び -		全体計画	P12に「造成は、切土・盛土の土量バランスを図り、敷地外への搬入を抑えた計画とする。」、P40に「表土に堆肥など～敷地外へ搬出することを前提とする。」とありますが、在来土を改良することは問題ありませんでしょうか。	在来土を改良することは、問題ありません。ただし、使用する場所に適した改良方法としてください。
13	要求水準書	35	第2	1	(5)			駐車場	「行事開催時における保護者の利用～」とありますが、全校生徒で行う行事の場合、生徒・児童数845人想定に対し、合計特殊出生率1.4で除すると約600台、その他事情なども鑑みるとそれ以上の台数が想定されると考えます。行事に際してのグラウンドの一部の駐車場解放や、現在での周辺駐車場の供用状況等による対応が必要と考えますが、桑名市としての駐車場案内等の想定はありますでしょうか。	周辺の駐車場を案内することも想定しています。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
14	要求水準書	40	第2	3	(1)			参考資料11 用地取得部分の 留意事項	「No. ①定期借地契約を締結して使用予定」とありますが、定期借地権の存続期間を提示ください。また、当該部分に校舎等の建築物や擁壁等の工作物を計画することは差し支えなく、その他計画上の制約はないとのことですので宜しいでしょうか。	定期借地権の設定年数は、公表できません。後段は、ご理解の通りです。設計計画において、特に制約条件はありません。
15	要求水準書	46	第3	1	(1)			基本事項	「建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については事業者の責任とする。」とありますが、受注者が実施する諸官庁への手続きについては、「法令に定められた諸官庁への手続きで、かつ建築工事の施工者として行うべきとされているもの」を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	「建設業務に関する要求水準」として、事業者の責任となる関係諸官庁との事前協議及び諸手続きの対象は、本事業用地の造成工事と本施設の建設工事となります。
16	要求水準書	47	第3	1	(3)	②		実施内容	「工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害または被害が～、事業者が負担する。」とありますが、施工について、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、有害物質の排出、臭気などの事由により第三者に与えた損害は貴市にて負担いただき、工期延長をご協議いただけますでしょうか。	第三者に与えた損害に関し、事業者が善良な管理者としての注意を払っても「本事業の実施に伴い通常避けることのできない事由によるものである」と市が認めた場合、事業者は損害賠償責任を免れることとします。ただし、周辺家屋などに対する損害等については、工事着工前に、事業者が1級建築士による家屋調査等の事業損失防止調査を実施していない場合、市は費用を負担しません。工期延長については、協議を行います。
17	要求水準書	49	第3	3				電波障害対策	「建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施する。」とありますが、本件建築物又はその出来形に基づく日照障害、風害、電波障害等の事由によって第三者に与えた損害については、貴市のご負担とし、（ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものを除く）必要と認められる工期の延長をお認めいただけますでしょうか。	要求水準書39頁記載の通り、適切な時期に、本施設の整備に関して必要となる各種事前調査を実施し、日照障害、風害、電波障害等による影響の有無を確認してください。当該影響評価により、市が影響が無いと判断したものに対しては、市が損害を負担します。工期延長については、協議を行います。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
18	要求水準書	51	第5	1	(1)		基本事項	既存施設の多度中小学校側の解体範囲としては、校舎、体育館、プールが該当するとの考えで宜しいでしょうか。これ以外の外構部分や樹木等は現状のままと考えています。	要求水準書44頁記載の通り、校舎、体育館、プールのほか、グラウンドに設置されているバックネット、防球ネット、遊具、鉄棒、砂場、照明設備等についても解体撤去の対象となります。 敷地周囲のフェンス等については、劣化状況を考慮し、機能を確保できると判断される場合は、解体撤去を行わない提案も可能とします。 側溝など小規模なものについては、多度中小部分の提案内容と整合するように存置又は解体してください。 既存樹木については、必要範囲の伐採・伐根を行ってください。
19	要求水準書	53	第5	2	(2)		既存施設跡地の整備方針	既存施設の多度中小学校側の北側進入スロープ、西側擁壁とフェンス、南側擁壁とフェンス等については現状のままとの理解で宜しいでしょうか。	多度中小学校側の北側進入スロープは、要求水準を充足するように計画してください。多度中小部分の提案内容と整合し、安全性、機能性、利便性等が確保できる場合、解体撤去を行わない提案も可能とします。 西側・南側のフェンス等については、劣化状況を考慮し、機能を確保できると判断される場合は、解体撤去を行わない提案も可能とします。 西側・南側の擁壁は、多度中小部分の提案内容との整合性や安全性が確保できることを確認したうえで、解体撤去を行わない提案も可能とします。
20	要求水準書	54	第6		(1)		導入目的	本施設は都市計画学校と位置付けることを想定しているとの記載がありますが、どのような施設を想定しているのでしょうか。都市計画学校に該当する施設を教えてください。	都市計画法における都市計画施設を想定しています。 該当する施設は、校舎・体育館等すべての施設を想定しています。
21	要求水準書	54	第6		(1)		導入目的	学校以外の用途を含む施設を整備する場合、多度中小学校の市街化区域のみを整備可能とするとありますが、市街化調整区域に学校以外の用途を提案することは不可能でしょうか。たとえば、この区域に学習塾やスポーツクラブ等の提案は可能でしょうか。	市街化調整区域であること及び都市計画学校を予定していることから不可能と判断します。
22	要求水準書	55	第6	(2)			機能施設の所有形態	『市は、当該施設の運営事業者と事業用借地権契約を締結』と記載があります。事業用借地権ということは、公民合築施設又は民間（収益）施設を提案する場合、10年以上の事業を提案しなくてはならないという意味でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
23	要求水準書 参考資料4：現況平面図							敷地境界線	受領したCADデータによりますと、天王平1号線（敷地境界東側及び多度中小学校南側の道路）も敷地境界に含まれておりますが、敷地面積に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。そうでない場合は境界線を明示ください。	天王平1号線は、敷地面積に含まれます。要求水準書12頁記載の通り、用地取得部分の東側（南東角から多度中小部分に接するまでの箇所）は、民有地との境界から4m（市道天王平1号線を含む）離隔して計画してください。
24	要求水準書 参考資料4：現況平面図							敷地境界線	多度中小学校東側及び北側の擁壁について、隣接する体育館の解体工事を考えると安全性に疑問があります。擁壁の安全性が証明できる仕様をご提供ください。ない場合は原則撤去など共通の考え方をご指示ください。	擁壁の安全性が証明できる仕様はありません。要求水準書参考資料No.9「②体育館竣工図」を参考に提案をお願いします。
25	様式集1 （ワード）	29	様式5-8 (3/3)	④					『監理技術者は、専任かつ常駐で配置できること』とありますが、土木工事の監理技術者は土木工事期間に配置すれば宜しいのでしょうか？	ご理解の通りです。
26	様式集1 （ワード）	29	様式5-8 (3/3)	※9					『各監理技術者について、複数名の配置予定者を提出し、業務実施時にその中から選任する事も可能とする』とありますが、提出した配置予定者以外の技術者を選任しても宜しいのでしょうか？	監理技術者は、業務実施時に、提出した配置予定者の中から選任してください。
27	様式集2 （エクセル）	52	様式8-7①						什器・備品について、調達は大業務範囲内ではありますが、本工事で見込むものと什器備品で見込むものと相違ないよう明確にしたいため、備品・什器リストをご提示ください。	要求水準書において事業者による調達・設置を必須としている備品を整理した「必須備品一覧表」を後日公表します。
28	事業契約書（案）	3	第3条	3				公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務	「～当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、事業者の費用負担にて、協力するものとする。」とございますが、合理的な範囲での協力であり、過分の費用を要する場合は、契約金額変更のご協議とさせていただきますでしょうか。	事業者には、市が行う各種手続きに必要な図面等の作成をお願いしたいと考えています。各種手続きは、市と事業者が協力し合って進めていくことを想定しており、必要に応じて協議を行います。
29	事業契約書（案）	4	第5条	2				統括管理責任者	『本事業締結後速やかに、「統括管理責任者選任届」（経歴書等を添付するものとする。）』と記載がありますが、統括管理責任者の条件（資格）などはありますか。	統括管理責任者に関して、必須の資格等は求めておりませんが、募集要項に記載の通り、本事業全体の進捗等を管理（事業者内の意見調整・集約等を含む）し、事業期間を通じて市との連絡窓口となる人材として適切な方を選任してください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
30	事業契約書（案）	5	第11条	1			事業者が第三者に与えた損害	事業の実施に伴い、通常避けることのできない事由による第三者損害につきましては、「市が…相当と認めた」か否かに関わらず、貴市においてご負担頂けませんでしょうか。	事業者が第三者に損害を与えた場合、市が「本事業の実施に伴い通常避けることのできない事由によるものである」と認めた場合、事業者は損害賠償責任を免れることとします。
31	事業契約書（案）	6	第15条	3			事前調査業務の責任	貴市から提供されるデータ等の前提条件に不備や誤りがあった場合は、第15条の限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	市が提供するデータ等に過誤や不備等がある場合は、ご理解のとおりです。なお、データ等に誤字や遺漏などがあることが客観的に明白な場合には、当該箇所をご指摘いただくのが契約実務として合理的であり、かつ事業者の善管注意義務の範疇に含まれるものと考えます。このため、上記に該当する場合には、ご指摘等の対応をお願いします。
32	事業契約書（案）	7	第17条	3			各種申請等	設計企業は～、本件工事に関して建設企業を建築主としてありますが、今回の建築主はあくまでも発注者である桑名市様と考えます。この記載は間違いでしょうか。	建築主は、建設企業ではなく、市となります。事業契約書(案)を修正します。
33	事業契約書（案）	7	第17条	3			各種申請等	「～本件工事に関して建設企業を建築主として「建築基準法」に基づく建築確認申請を行うものとし～」とございますが、建設企業が建築主となるスキームはどのようなものでしょうか。又は、「建築主の代理として」という意味合いでしょうか。	建築主は、建設企業ではなく、市となります。また、本事業では、建築確認申請ではなく、計画通知となります。事業契約書(案)を修正します。
34	事業契約書（案）	9	第27条	1			近隣対応・対策	建設企業は～、近隣住民に対し本件工事に係る各工事計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとするがありますが、事業者決定時までの近隣住民との対応や懸案事項等については桑名市様が対応されていることもあり、特に最初の住民説明会へはご出席をよろしくお願いいたします。	最初の住民説明会への出席に関しては、事業者と協議させていただきます。
35	事業契約書（案）	9	第27条	6			近隣対応・対策	「近隣対応・対策により建設企業に生じた損害、損失又は費用～については、建設企業がこれを負担するものとする」とございますが、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第19条（2）に則り、施工について受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、発注者様にてご負担としていただけませんか。	「受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由」は、第11条1項の「通常避けることのできない事由」に該当し、市との協議により、事業者が免責され得ることになります。なお、「通常避けることのできない事由」の有無及びその範囲等については、ケースごとに個別に判断することになります。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
36	事業契約書（案）	9	第28条	5			電波障害対策	「電波障害対策により建設企業に生じた損害、損失又は費用～については、建設企業がこれを負担するものとする。」とありますが、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第19条（4）に則り、本契約の目的物に基づく日照障害、風害、電波障害その他発注者様の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害を補償するときは発注者様にてご負担いただけませんか。	事業契約書（案）28条5項において「ただし、募集要項等において市が設定した条件に直接起因して建設企業において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり建設企業において当該電波障害対策等の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、市がこれを負担する」と規定しており、ご指摘の趣旨は既に反映されていると考えます。
37	事業契約書（案）	9	第28条	4			電波障害対策	「第46条第1項」との記載は「第43条第1項」の誤りでしょうか。	「第46条第1項」との記載は、「第43条」の誤りです。事業契約書（案）を修正します。
38	事業契約書（案）	10	第30条	1			本件工事に関する許認可及び届出等	「建設企業は～必要な許認可等の取得、届出等を行う。」とありますが、建設企業が実施し費用負担するものについては、法令に定められた官公署への手続で、かつ施工者として行うべきものとの理解でよろしいでしょうか。	法令だけに限定されず、条例やガイドライン等に基づく手続等がある場合は、それらも含まれますが、建設企業が事業契約に基づき建設業務を行う場合に必要なものというご理解で相違ございません。
39	事業契約書（案）	16	第50条	2			本件工事の目的物の契約不適合責任	「前項に規定する履行の追完又は損害賠償の請求は～2年以内に行うものとする。」とありますが、民間連合約款第27状の2（2）に則り、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合責任期間については、引渡から1年以内とさせていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
40	事業契約書（案）	16	第52条	2			対価の支払	前払金は、各年度の出来高予定額及び支払限度額の10分の4の金額と考えてよろしいでしょうか。	前払い金は、令和4年度の支払限度額の10分の4の金額となります。
41	事業契約書（案）	17	第54条	1			部分払い	『前払金を請求する場合はできないものとし』と、記載されています。前払金を選択した場合、引渡し（部分引渡しも含む）をするまで部分払いは請求できないとの意味でしょうか。また、前払金と部分払い以外の請求は引渡し時の支払のみでしょうか。	前払金を請求した場合、事業初年度のみ部分払いは請求できません。事業2年度以降は、部分払いの請求は可能です。前払金と部分払い以外の請求は、引渡し時の支払のみとなります。
42	事業契約書（案）	18	第55条	1, 2			継続費又は債務負担行為に係る契約の特例	各年度記載の支払限度額は、本契約に準じて修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
43	事業契約書（案）	18	第55条	1, 2			継続費又は債務負担行為に係る契約の特例	支払限度額及び出来高予定額の金額の単位は『千円』と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約書(案)を修正します。
44	事業契約書（案）	18	第55条				継続費又は債務負担行為に係る契約の特例	各会計年度の支払限度額や出来高予定額が記載されていますが、金額の単位は円ではなく千円の間違いではないでしょうか。またこの金額の算出根拠を教えてください。	前段は、ご理解の通りです。事業契約書(案)を修正します。算出根拠につきましては、公表しません。
45	事業契約書（案）	18	第55条	1, 2			継続費又は債務負担行為に係る契約の特例	支払限度額と出来高予定額が一致しておりますが、年度末に部分払いを請求する場合、54条6項の規定により、出来高金額の90%が支払限度額になるかと思えます。仮に令和4年度の出来高予定額が443,243千円である場合、支払限度額は出来高予定額の90%の398,918千円になるのでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約書(案)を修正します。
46	事業契約書（案）	22	第64条				市の任意による解除	「市は、本事業の実施の必要がなくなった場合には、30日以上前に代表企業に通知の上、本事業契約の全部～を解除することができる。」とございますが、本項に基づき本事業契約が解除された場合、当該解除により事業者が要した出来高相当分に相応する費用、原状回復の費用、事業者が生じた損害の負担については、貴市との協議を踏まえ、貴市にて対価をご負担いただけますでしょうか。	本条に基づき事業契約を解除する場合、解除時の状況に応じた対価の支払や一定範囲の損害賠償に関して、事業者と協議を行うことを想定しております。
47	事業契約書（案）	22	第65条	1, 2			不可効力による契約解除	第65条の規定により契約解除が行われた場合、出来形部分の引渡しを受けるか否かについては、貴市に選択権があるという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。仮に出来形部分の引渡しを受けない場合には、第65条3項に基づき、事業者が生じた損害は、協議を踏まえて市が負担します。条文の趣旨を明確化するため、第65条1項について「ただし、市に対する本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引渡しを受けることができる。」と修正します。事業契約書(案)の修正版をご参照ください。
48	事業契約書（案）	22	第65条	3			不可効力による契約解除	第65条3項に規定された「損害の負担」について、別紙4の規定は適用されますでしょうか。貴市が出来形部分の引渡しを受けるか否か、また、現状回復費用を事業者が負担するか否かにより、事業者側の負担額が大きく異なることから、「損害の負担」についての基本的な考え方をご教示下さい。	不可抗力による増加費用や損害は、契約解除時においても、別紙4に基づいて負担することになります。なお、「損害の範囲」については、市と事業者の協議により決定することになります。



No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
49	事業契約書（案）	33	別紙2	3	3.1	②		実施設計図書	実施設計完了時に提出する書類の中に『見積書及び見積比較表』と記載がありますが、ここで言う見積比較表とは何の見積を比較したものを指すのでしょうか。ご教示ください。	見積比較表とは、見積書の内訳書として専門業者等からの見積金額を採用する場合に、3社程度の専門業者等からの見積金額を比較したものを想定しております。
50	事業契約書（案）	37	別紙4					不可効力による増加費用及び損害の負担	1. 増加費用及び損害が事業者に生じた場合、2. 損害が第三者に生じた場合、本施設の引渡し前であれば、両者とも対価の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担するとあります。この100分の1についての根拠を教えてください。また事業者の責によるものでない不可抗力の場合は、事業者負担はないものと考えますが、ご検討をお願いいたします。	不可抗力という市及び事業者いずれも管理できない事由によるものについて、基本的には市が負担するものの、限定的な範囲でのみ事業者にもご負担いただくという整理は不合理ではないと考えております。不可抗力による増加費用及び損害に関する事業者の負担は、原案の通りとします。
51	「質問書」への回答（第1回）	1	No. 1					事業期間	多度中学校及び多度中小学校以外の小学校からの引越作業は、事業者の業務範囲に含まれませんが、多度中小学校の引越業務は今回の事業者の業務範囲に含まれるということでしょうか。引越業務については桑名市様の業務範囲と認識していますが、事業者としての業務範囲に含まれるものがあれば、具体的に教えてください。	多度中小学校から本施設への引越作業についても、事業者の業務範囲には含まれません。
52	「質問書」への回答（第1回）	12	No. 77					通路計画	「特に保育園については、通園や保育カリキュラムに合わせた配慮が必要となります」と記載がありますが、保育園の通園時間や保育カリキュラム（昼寝時間等）をご教示いただけないでしょうか。	通園時間は、通常時のほか、運動会や発表会等の行事も想定されますので、具体的な配慮事項については、保育園との協議となります。保育カリキュラムについては、特にお昼寝時に配慮が必要となります。
53	「質問書」への回答（第1回）	12	No. 79 No. 84 No. 85					地域コーディネーターについて	「地域コーディネーターによる常駐は想定していません。許可を受けた各利用者が、鍵等を所持して管理を行うことを想定しています」との回答がありますが、学童保育が地域交流室の出入口を利用する場合、学童保育の運用主体が出入のために地域交流室の鍵を所有し、室の管理運用をおこなうとのことでしょうか。	ご理解の通りです。
54	「質問書」への回答（第1回）	15	No. 101					スクールバス停留所等	「6台同時に停車できる停留所が必要ということはありません。」とありますが、停車スペースを1台分として、ピストン式に乗降する形態でも差し支えないのでしょうか。修学旅行等では1学年最大3学級分の大型バスで運用することが想定されますが、最低限3台は同時停車できた方がよろしいでしょうか。	停留スペースは、大型バス2台の同時駐車を想定しています。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
55	「質問書」への回答 (第1回)	17	No. 111					竣工式費用	竣工式の費用につきましては一般的にはお施主様の負担でされることが多いかと思われます。事業者で負担する場合、ご出席者の人数や式典の規模を明確にご教示いただけないでしょうか。	竣工式は市の主催とし、その費用は市の負担とします。事業者には、竣工式の開催に関して、協力をお願いしたいと考えております。 「質問書」への回答(第1回) No. 111を訂正します。
56	「質問書」への回答 (第1回)	17	No. 111					その他、上記の業務の実施するうえで必要となる関連業務	竣工式に係る費用は事業者負担とありますが、通常は地鎮祭は施工者、竣工式は発注者負担が一般的です。今回、竣工式が事業者負担ということであれば、出席者人数、その規模、式典内容等について具体的にご指示をお願いいたします。	回答No.55参照
57	「質問書」への回答 (第1回)	17	No. 112					機能施設の所有形態	既存校舎・体育館は全て解体撤去してくださいとありますが、既存建物の全部または一部を残して、機能施設として再利用することが認められない理由を教えてください。民間業者が既存建物を買い取り改修して活用し、もしその後に撤退する場合は解体して、外構整備をするというような場合でも認められないでしょうか。認められる条件がもしあれば教えてください。	既存施設の一部を残して、機能施設として活用する提案は可能とします。ただし、当該施設を市の所有とする提案は不可であり、民間事業者への譲渡が条件となります。「質問書」への回答(第1回) No. 112を訂正します。 ご指摘のように「民間業者が既存建物を買い取り改修して活用し、もしその後に撤退する場合は解体して、外構整備をする」提案については、競争的対話確認事項として具体的な内容を提出していただければ、可否や条件等を回答します。
58	「質問書」への回答 (第1回)	19	No. 121					事業の実施判断	『(機能施設整備・運営事業を提案すると)事業者は外構整備費用を提案価格に含めることができない』と記載があります。一方で、事業者の責によらず、市との協議の結果、提案内容を実施しないと決定した場合でも、外構整備費用は事業者の負担となるのでしょうか。	機能施設整備・運営事業に関して、事業者の責によらずに実施しないことが決定した場合、機能施設の建設を予定していた土地を要求水準に基づく外構として整備する費用の負担方法は、市と事業者との協議となります。
59	「質問書」への回答 (第1回)	19	No. 121					「要求水準書」55P:事業の実施判断	事業者の帰責事由により機能施設整備・運営事業を実施できないと決定した場合、外構を整備してください。(この場合の外構整備費用は、事業者の負担となるため、提案価格に含めることはできません)とありますが、機能施設整備はあくまでも本体施設整備の付属提案であり、その実現性も担保されている訳ではないため、その採否に関わらず全体の提案価格の中にこの部分の外構工事費も含めるのが妥当かと思っております。ご検討をお願いいたします。	機能施設整備・運営事業を実施できない場合を想定し、機能施設を建設する部分の外構整備費用を提案価格に含めることはできません。 機能施設整備・運営事業は、実現性を評価の視点としており、実施できることを前提に提案してください。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
60	「質問書」への回答 (第1回)	19	No. 123	No. 124				提案価格の確認	『具体的な失格基準をは設定しておりません。』『定量的な判断基準は設定しておりません。』と記載されております。『基準価格を著しく超える提案は失格とする』とはどの様に判断されるのでしょうか。	「事業者選定基準書」2頁記載の通り、「物価上昇率（建設資材物価指数等の推移）との乖離などを考慮」して判断します。
61	「質問書」への回答 (第1回)	21	No. 135					什器・備品について	「要求水準書に設置を求めている什器・備品等の調達は事業者の業務範囲となります。」との回答がありますが、設置を求めている什器・備品等の範囲が不明です。具体的な記載部分をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書において事業者による調達・設置を必須としている備品を整理した「必須備品一覧表」を後日公表します。
62	質問書回答資料③軌跡検討図							通路計画	スクールバスとして大型バスを利用すると読み取れますが、大型バスは南東角からは進入しない（できない）と考えてよろしいでしょうか。また、その場合大型バスによって登下校する児童はバスロータリー以外の場所で乗降することは可とと考えてよろしいでしょうか。	大型バスは、南東角からの進入は想定していません。（南西角及び北東角からの進入を想定してします。）スクールバスの乗降場所は、学校敷地内で計画してください。